
名古屋市地域日本語教育推進の考え方

名古屋市

<目次>

はじめに	1
(1) 趣旨	
(2) 「考え方」の位置づけ	
(3) 対象範囲	
(4) 構成	
第1章 地域日本語教育に係る現状と課題	4
(1) 外国人住民の状況	
(2) 外国人住民の日本語学習に関する意向	
(3) 日本語教育の場の状況	
(4) 地域日本語教育に係る課題	
第2章 基本方針	11
(1) 地域日本語教育がめざす地域の姿	
(2) 地域日本語教育の理念	
(3) 地域日本語教育が習得をめざす日本語レベル	
(4) 地域日本語教育の優先的な対象となる外国人市民の想定	
第3章 基本施策	14
(1) 日本語学習のための多様な場や機会づくりを進めます	
(2) 地域日本語教育の担い手の確保・育成を行います	
(3) 地域日本語教育に関する情報の収集・提供を行います	
(4) 外国人市民への日本語学習の大切さの啓発を行います	
(5) 日本人市民に対する外国人市民の日本語学習への理解を促します	
(6) 必要な施策・取組の検討を行うための会議を設置します	
(7) 施策を効果的に実施するための体制づくりを進めます	
第4章 推進体制	16
資料 策定の経過	18

はじめに

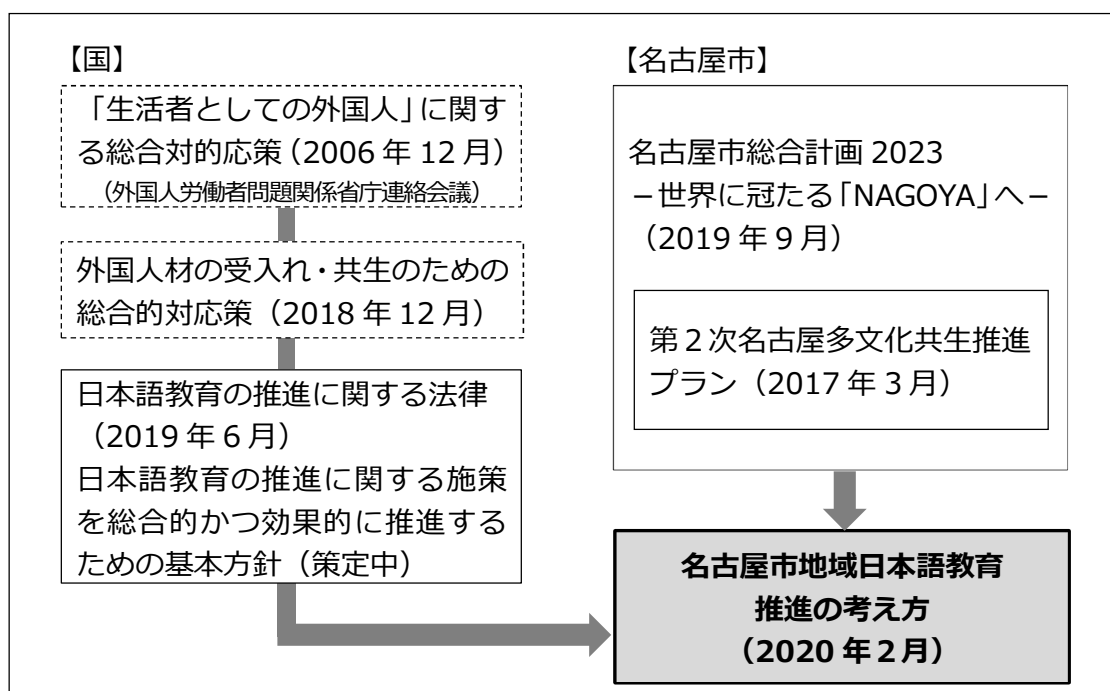
(1) 趣旨

・名古屋市に暮らす外国人市民は年々増加しており、さらに、新たな在留資格の創設等により、今後さらに増加、多様化することが見込まれています。こうした中、すべての市民が安心・安全に暮らし、多様性を活かして活躍することができる多文化共生都市の実現を目指していくために、日本語の理解力や文化の違い等により生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、また、地域の一員として様々な活動に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、必要な日本語の学習環境や仕組みを整えていくための基本的な考え方及びそれを実現するために概ね2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間に具体的に実施を検討する取組について、有識者等からの様々な意見をいただき「名古屋市地域日本語教育推進の考え方」（以下、「考え方」）としてとりまとめます。

※ 地域日本語教育を取り巻く状況に変化があった場合や本「考え方」に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「考え方」の位置づけ

- ・国においては、文化庁が『生活者としての外国人』に対する日本語教育を推進しているとともに、2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、この法に基づく基本方針が現在策定中です。
- ・本市においては、2019年9月に「名古屋市総合計画2023」が策定されるとともに、2017年3月には「第2次名古屋市多文化共生推進プラン」が策定されています。
- ・本「考え方」は、これらの国の動きや本市の計画等を踏まえた内容としていきます。



＜日本語教育の推進に関する法律＞（2019年6月28日公布・施行）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

＜名古屋市総合計画 2023 –世界に冠たる「NAGOYA」へ–＞（2019年9月策定）（抜粋）

□施策 34 国際的に開かれたまちづくりを進めます

□施策の柱② 多文化共生の推進

- ・外国人市民への情報提供サービスの充実や、日本語学習機会の拡充、災害時の支援体制の確保とともに、日本人市民と外国人市民の交流と相互理解を促進し、日本人・外国人を問わずすべての市民が安心・安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進します。また、外国人児童生徒に対し、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進などをはかるとともに、日本の学校に早期に適応できるよう支援を行います。さらに、外国語や外国の文化にふれる機会を拡充するなど、互いの文化や考え方を尊重する気持ちを育成します。

□事業 399 日本語学習の支援

- ・外国人市民が日常に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、日本語学習機会の拡充を支援

【計画目標】 NIC 日本語の会の運営／地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の実施

＜第2次名古屋市多文化共生推進プラン＞（2017年3月策定）（抜粋）

□基本目標

- ・すべての市民が安心・安全に暮らし、多様性を活かして活躍することができる多文化共生都市の実現

□施策方針Ⅰ 生活基盤づくり 基本施策2 日本語及び日本社会に関する学習支援

【施策のめざす姿】

- ・日本語や日本社会について勉強したいと思う外国人市民のニーズに合った学習機会が、日本語教育機関等の関係機関と連携して提供されています。そして、外国人市民の日本語能力が高まり、日本社会に関する知識が深まっています。

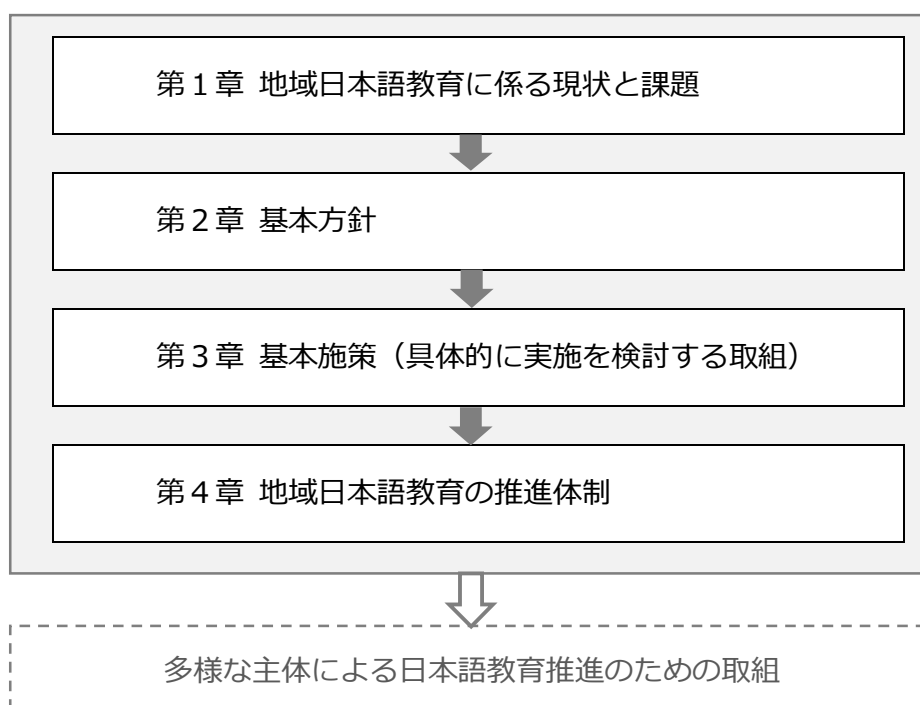
(3) 対象範囲

- ・行政のみならず、地域の多様な関係機関・関係団体が連携して、名古屋市に居住する外国人市民^{※1}に対して行う日本語教育^{※2}、外国人市民が行う日本語学習、その他これらに関連することを「地域日本語教育」として、本「考え方」の対象とします。

- ※1 「外国人市民」：外国籍の市民に加えて、外国にルーツを持つ日本国籍の市民も含める（本市に在住する外国人は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚等によって生まれた子ども等、外国人の親の文化を背景に持つ人も増えています。このような外国にルーツを持つ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることにします。）
- ※2 「日本語教育」：外国人市民が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人市民に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む）

(4) 構成

- ・本「考え方」は、下の構成としています。
- ・本「考え方」のもとに、次年度以降に日本語教育推進のための取組を、多様な主体により実施します。

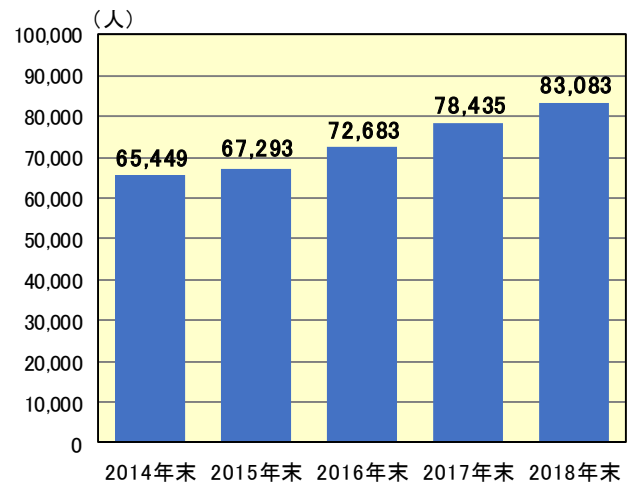


第1章 地域日本語教育に係る現状と課題

(1) 外国人住民の状況（名古屋市統計資料より）

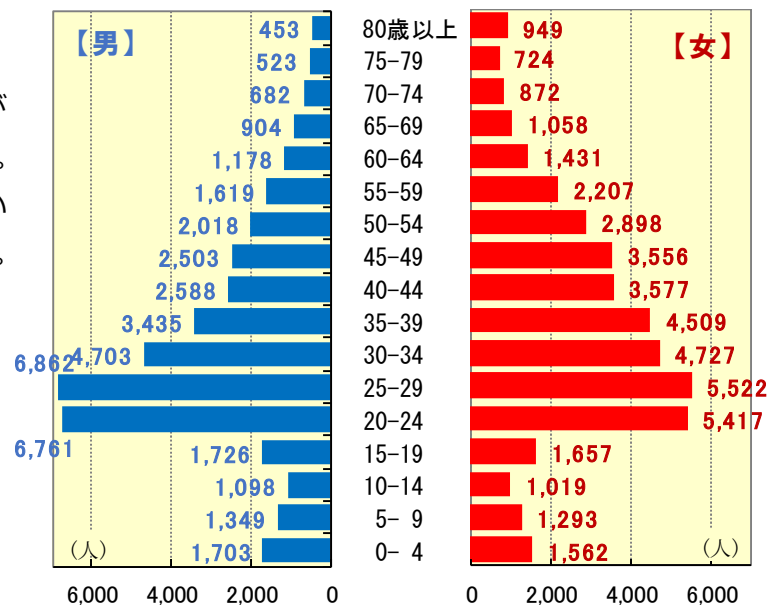
①外国人住民数の推移

- ・本市の外国人住民は、2018年12月31日現在で83,083人であり、前年末に比べて4,648人（5.9%）増加しました。人口に占める外国人住民の割合は3.58%であり、前年末に比べて0.18ポイント増加しました。



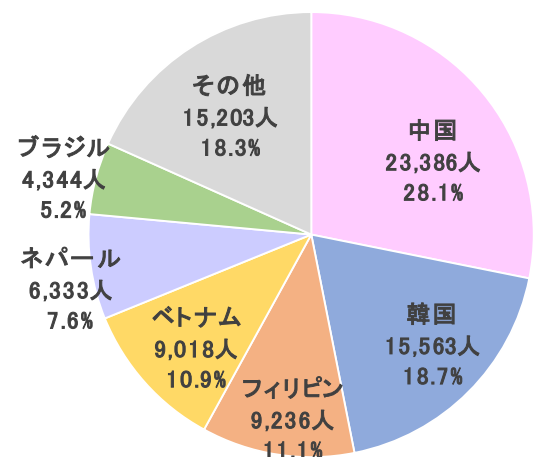
②男女別、年齢別の状況

- ・男女別では、女性が51.7%、男性が48.3%と、女性が多くなっています。
- ・年齢別では、20歳代が最も多く、次いで30歳代、40歳代となっています。



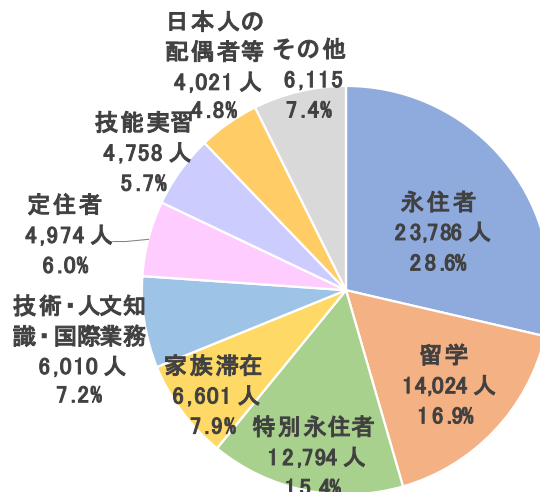
③国・地域別の状況

- ・国・地域別では、中国が23,386人と最も多く、次いで韓国、フィリピン、ベトナム、ネパールが多くなっています。



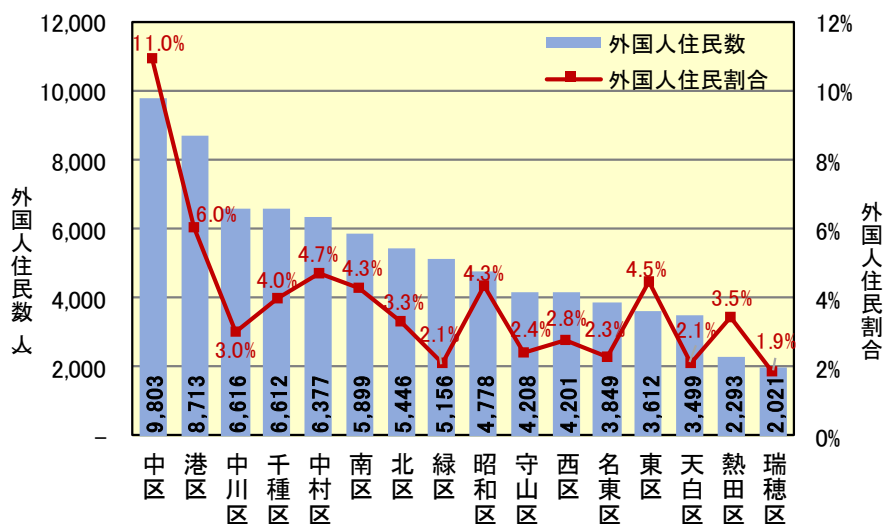
④在留資格別の状況

・在留資格では、「永住者」が 23,786 人と最も多く、次いで「留学」、「特別永住者」、「家族滞在」、「技術・人文知識・国際業務」が多くなっています。前年からの増加数は「留学」が最も多くなっています。



⑤区別の状況

・居住する区では、中区が 9,803 人と最も多く、次いで港区、中川区、千種区、中村区が多くなっています。前年末から増加数は中区、港区、南区の順に多くなっています。



(2) 外国人住民の日本語学習に関する意向

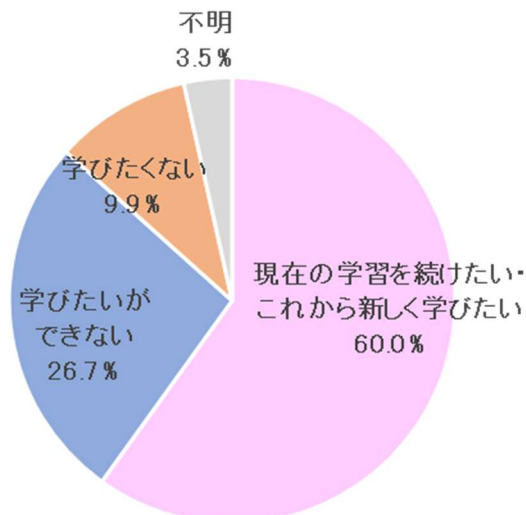
(日本語教育に関する名古屋市外国人住民アンケートより)

※名古屋市に住む外国人住民を対象に、無作為抽出による 3,000 名に対しアンケート調査を

2019 年 11 月に実施、780 名が回答

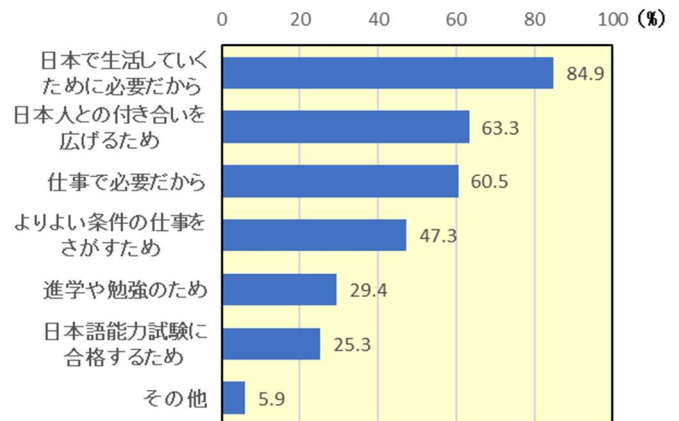
①日本語の学習意向

・「現在の学習を続けたい、これから新しく学びたい」が 60.0%で最も多く、次いで「学びたいができない」が 26.7%となっています。日本語の学習意向はこれらをあわせて 86.7%であるといえます。



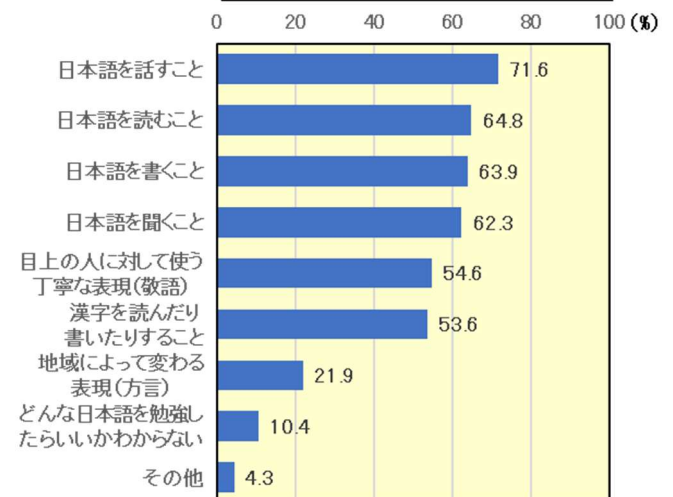
②日本語を学習したい目的（複数回答）

・「日本で生活していくために必要だから」が84.9%と最も多く、次いで「日本人との付き合いを広げるため」「仕事で必要だから」「より良い条件の仕事をさがすため」が多くなっています。



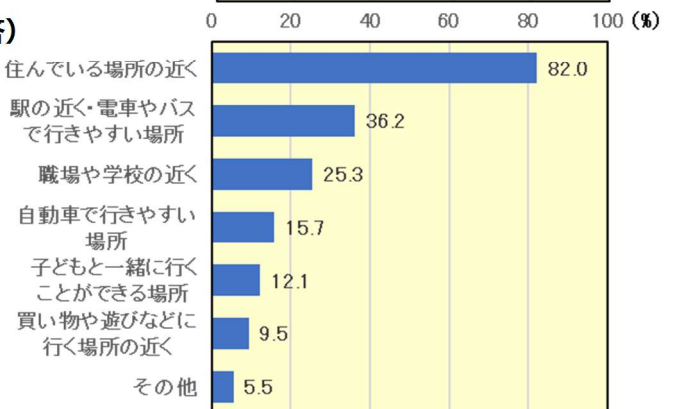
③学習したい日本語の種類（複数回答）

・「話すこと」が71.6%と最も多く、次いで「読むこと」「書くこと」「聞くこと」の順で多くなっています。「目上の人に対して使う丁寧な表現（敬語）」「漢字を読んだり書いたりすること」の割合も高くなっています。



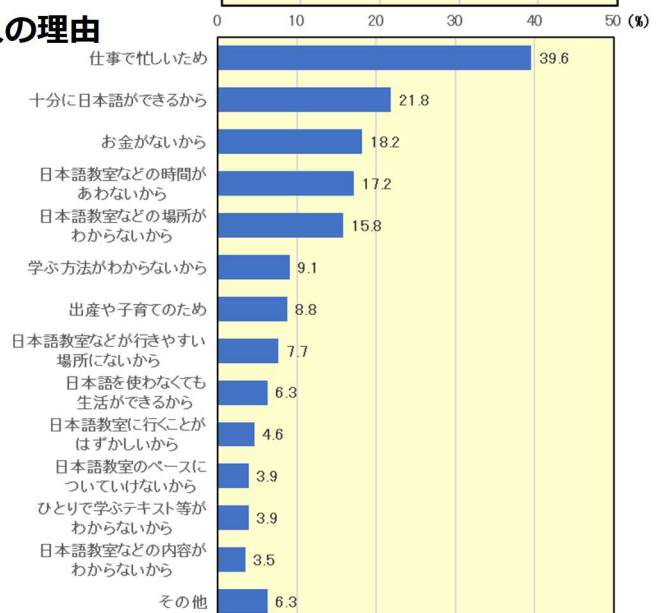
④学習したい日本語教室等の場所（複数回答）

・「住んでいる場所の近く」が82.0%と最も多く、次いで「駅の近く、電車やバスで行きやすい場所」「職場や学校の近く」「自動車で行きやすい場所」が多くなっています。



⑤学びたいができない・学習したくない人の理由（複数回答）

・「仕事で忙しいため」が39.6%と最も多く、次いで「十分に日本語ができる」「お金がないから」「日本語教室などの時間があわない」「日本語教室などの場所がわからない」が多くなっています。



(3) 日本語教育の場の状況

①地域の日本語教室

- ・本市の各地域には、外国人市民のための多くの日本語教室が設置されています。名古屋市が作成する日本語教室リストには 2019 年 12 月現在で 30 の教室が掲載されており、その他にも日本語教室が開講されています。名古屋国際センター、愛知県国際交流協会等の公的団体が設置する教室もありますが、大半はボランティア団体が主催する教室となっています。
- ・これらの日本語教室は、都心部である中区で多く開講されており、一方で日本語教室のない空白区も存在します。
- ・地域の日本語教室の指導者は、公的団体設置の教室も含めて、ほとんどをボランティアが担っています。

②日本語学校、日本語教育機関

- ・出入国管理及び難民認定法に基づき定められた「告示された日本語教育機関等」によると、市内には、「留学」の在留資格認定校となっている日本語教育機関として、名古屋市内に 26 の日本語学校があります。
- ・これらの学校には、留学生だけではなく、他の在留資格の外国人市民が多く通学している学校もあり、外国人市民の学習の場ともなっています。

③日本語教員養成研修実施機関・団体

- ・法務省による日本語教育機関の告示基準に基づき文化庁にて受理された「日本語教員養成研修実施機関・団体」によると、文化庁が指定する日本語教員養成講座を実施している機関として、名古屋市内に 6 の団体があります。
- ・これらの機関で養成講座を修了した人は、日本語学校や企業等で日本語教育に関わっているほか、地域の日本語教室での指導者として活躍する人も多くいます。

(4) 地域日本語教育に係る課題

前述の日本語教育に関する名古屋市外国人住民アンケートのほか、市内日本語教室へのアンケート（名古屋市内の日本語教室リスト掲載教室のうち 23 教室が回答）及び市内日本語教室、地域団体、大学等へのヒアリング調査等（15 団体）から、地域日本語教育に係る課題は、下のよう
に整理されます。

①既存の日本語教室の運営に関する課題

■安定的な会場の確保

- ・多くの教室は公共施設や地域の施設を利用しており、一般の申込手続によって利用しているケースも多くなっています。このため、教室開催のための安定的な会場の確保につながる支援が求められます。

■指導者等の人材確保・マッチング

- ・指導者等の高齢化や学習者増加への対応のため、新たな人材を増やしたいと考える教室は多くありますが、思うように確保できない状況にあります。日本語教育に関わりたいという人が増えていますが、教室と条件があわずにボランティア活動につながっていないケースもあります。人材と教室とのマッチング等により、効果的な人材確保につなげることが求められます。

■運営資金の確保

- ・公的な助成を活用しているものの、運営資金は厳しい状況であり、教材や指導体制の充実に向けて、運営資金の確保が必要と感じている教室に対する支援が求められます。

■教室に関する情報の外国人市民への周知

- ・教える日本語の内容や教え方、教室の雰囲気等、日本語教室にはそれぞれの特色がありますが、外国人市民にはその情報が届いていません。各教室の特色等の情報を、日本語教室を探している外国人市民にわかりやすく伝えることが求められます。

■教室運営の持続性の確保

- ・コアスタッフの努力により教室を立ち上げ運営していますが、コアスタッフの高齢化や多忙化等もあり、今後の持続的な運営を心配する教室もあります。日本語教室の必要性は今後も高まっていくことから、既存の教室の運営の安定性や持続性の向上が求められます。

■運営における連携・協力者の確保

- ・学習者や指導者の確保、情報発信、会場確保等が課題となっている中で、大学・企業等の他の主体との連携や協力を希望する教室も多くあります。日本語教室と企業・大学等の他の主体とが円滑につながり、運営において連携・協力できる仕組みが求められます。

②日本語指導者・日本語学習支援者に関する課題

■自己負担の軽減

- ・日本語指導者や日本語学習支援者のほとんどはボランティアが担っています。費用弁償は交通費程度に留まっており、スキルアップのための資料購入や研修受講等は自己負担している現状にあります。このため、日本語指導者や日本語学習支援者さらには運営者の自己負担の軽減が求められます。

■スキルアップの場・機会の提供

- ・よりよく教えたいという意識の中で、研修の受講や教材購入等でスキルアップを希望する指導者が多くいますが、スケジュールや費用負担等から、スキルアップできないと悩む指導者も多くいます。このため、多様なスキルアップの場や機会の提供が求められます。

■日本語教育に関わりたい人の活躍の場づくり

- ・外国人の支援をしたい、社会貢献したい、自分の海外経験を活かしたい等の理由から、日本語教育に関わりたいと考える人は増えていますが、様々な条件から実際の活動につながらない人も多くいます。経験や意欲のある人材が日本語教育の担い手・支援者として今後活躍できるような場づくりが求められます。

③学習者に関する課題

■日本語教室に関する情報の提供

- ・現在学習している人は、本市の教室リストを見たり、知人から紹介してもらい、日本語教室に通っています。一方で、学習の方法がわからない、日本語教室の存在を知らない等により、学習したいができない外国人市民もいます。学習したい人が自分に合う学習の方法や日本語教室を探しやすくすることが求められます。

■学習したい日本語の多様なニーズへの対応

- ・語学としての学習、生活や文化とあわせた学習、日本人と交流しながらの会話、日本語能力試験の受験等、外国人市民が学びたい日本語には多様なものがあります。これらのニーズへの対応とともに、地域日本語教育としての優先度の判断が求められます。

■学習者の仕事や生活時間への対応

- ・外国人市民も多忙な人が多いため、仕事や生活、子育て等の関係で、学習できる曜日や時間帯は人により限定されています。それぞれの日本語教室が教室開講時間を増やすことは難しいことから、これらについては、地域全体として対応していくことが求められます。

■日本語学習の必要性の啓発

- ・アンケート結果では約 10%の外国人市民が日本語を学びたくないと回答しています。この中には日本語ができる人もいますが、日本語学習の重要性を感じていない人もいますと考えられます。外国人市民が地域の一員という意識を持って安心・安全に生活を送り、地域づくりに参加するためには、日本語によってコミュニケーションができることが望ましいため、生活の様々な場面の中で日本語の必要性を感じてもらい、学習につなげていくことが求められます。

④その他

■日本語教室のない地域への対応

- ・日本語教室は都心部付近で多く開講されており、教室のない区も存在します。学習者が日本語教室を選ぶ理由として、家からの近さが重要になっていることから、外国人市民が多く居住し、かつ日本語教室のない地域への対応が求められます。

■地域活動と連携した日本語教育の推進

- ・外国人市民が多い学区や町内会等では、円滑な地域運営のため、外国人市民への情報伝達、日常のコミュニケーション、つながりづくりが必要と考えています。このため、防災・防犯、福祉、子育て、美化等の地域活動と関連付けた外国人市民の日本語学習のきっかけづくりが求められます。

■日本人へのやさしい日本語[※]の普及啓発

- ・外国人市民が日本語学習の成果を実践したり、地域活動に参加しやすくなるために、日本人市民が外国人市民とコミュニケーションを取る場合には、やさしい日本語を用いるように促すことが求められます。

※やさしい日本語：普段使われる日本語より、外国人にもわかるように配慮した簡単な日本語のこと。難しい単語や言い回しを避けたり、文章の構造を簡単にわかりやすくする等。

■意欲のある企業や大学等の参加の促進

- ・地域貢献として、多文化共生や国際交流等に意欲的な企業や大学が本市に出てきています。日本語教育の機会の拡大のためには、意欲のある企業や大学等に日本語教育の担い手や支援者として、様々な形で参加や協力をしてもらうことが求められます。

第2章 基本方針

本市における地域日本語教育は、「第2次名古屋市多文化共生推進プラン」に基づき、下のよう
に推進していきます。

(1) 地域日本語教育がめざす地域の姿

■ 日本社会の中で、外国人市民と日本人が、日本語で意思疎通できるようになることにより、名古屋市内の各地域において共生社会が実現する。

- ・外国人市民が地域で自立した生活を送っている。
- ・外国人市民が地域で活躍したり、社会参加している。
- ・外国人市民と日本人が相互に理解し、ともに社会の一員として生活している。
- ・外国人市民が日本語を習得するとともに、日本人もやさしい日本語での会話を心がけている。

(2) 地域日本語教育の理念

■ 日本語教育を受けることを希望する外国人市民が、「生活に必要な日本語」の習得機会を得られるようにします。

※「生活に必要な日本語」の習得では生活するための日本社会等に関する知識もあわせて習得します。

「生活に必要な日本語」において想定される生活場面の例

(参考：文化庁「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案)

I 健康・安全に暮らす ▽医療機関で治療を受ける ▽薬を利用する ▽健康に気を付ける ▽事故に備え、対応する ▽災害に備え、対応する（地震） ▽災害に備え、対応する（火事）	VII 人とかわる ▽人と付き合う VIII 社会の一員となる ▽住民としての手続をする ▽住民としてのマナーを守る ▽地域社会に参加する
II 住居を確保・維持する ▽住居を管理する	IX 自身を豊かにする ▽余暇を楽しむ
III 消費活動を行う ▽物品購入・サービスを利用する ▽金融機関を利用する	X 情報を収集・発信する ▽郵便・宅配便を利用する ▽インターネットを利用する ▽電話・ファクシミリを利用する
IV 目的地に移動する ▽電車、バス、飛行機、船等を利用する ▽タクシーを利用する ▽徒歩で移動する	

- ・職場で必要な日本語、学校生活で必要な日本語の教育については、勤務先の企業や団体、学校での対応を基本とします。
- ・日本語能力試験等の対応、就職や進学等の対応等は、『生活に必要な日本語』の延長線上にある教育として、一部の地域日本語教室でも実施しています。これらの学習を希望する外国人市民に対して、学習できる場所や方法についての情報を提供します。

（３）地域日本語教育が習得をめざす日本語レベル

■周囲の支援に基づいて、自分の身の周りの社会参加が日本語でできるレベル

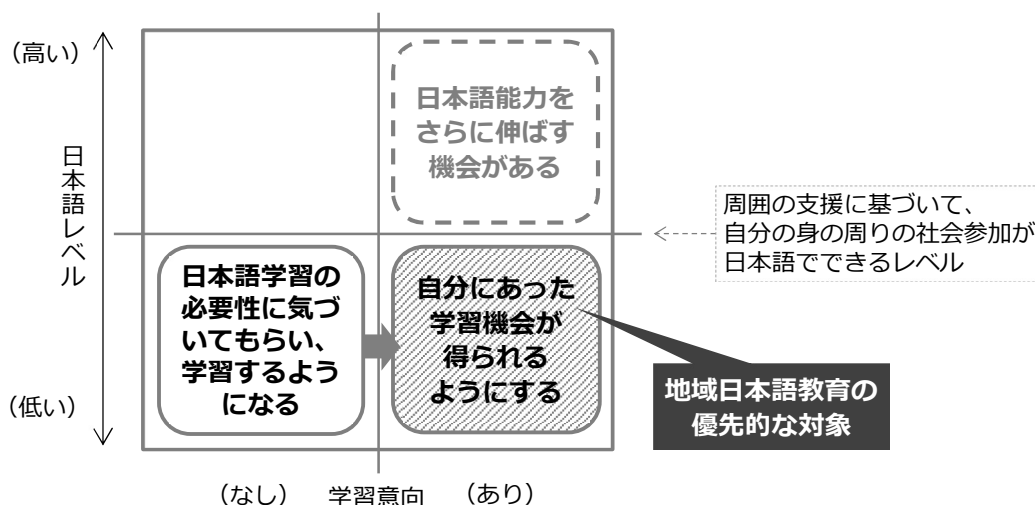
（周囲の支援：日本人がやさしい日本語を使ったり、ゆっくり話す等の配慮をすること）

- ・簡単な日本語で話してもらえれば、質問や単純な指示がわかる。
- ・簡単な質問なら単語で答えることができる。わからないと聞き返したり、ゆっくり話すように依頼することができる。場所を聞く等の簡単な質問ができる。
- ・外国人にとってもわかりやすく書かれていれば、日常生活で接する機会の多い語や文の意味が理解できる。
- ・50音図や辞書を調べたり、人に助けてもらいながら日常生活で必要度が高い手紙や書類等の短いメッセージが書ける。

（４）地域日本語教育の優先的な対象となる外国人市民の想定

■日本に中長期間滞在する外国人市民のうち、地域日本語教育が習得をめざす日本語レベルに達していない人

- ▼学習意向のある人 ⇒ 自分にあった学習機会を得られる。
- ▼学習意向のない人 ⇒ 日本語学習の必要性に気づいてもらう。



▼子どもへの対応について

- ・基本的な生活言語、学習言語については、保育園、幼稚園、小学校、中学校での対応を基本とする。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の数の増加に対応できるよう、国に対し、日本語指導補助者等の配置に対する支援を引き続き要望する等により、日本語指導に必要な教員等の確保をしていく。
- ・地域の子ども向け日本語教室は、学校での学習を補完し、また外国人市民の子どもの放課後の居場所として現在も機能している。
- ・保護者にとっても、地域における子どもの日本語学習機会が地域とつながるきっかけになるケースが多くなっている。

⇒このため、学校や地域との連携を図りながら、地域日本語教育としても子どもの日本語教育に関与していきます。(地域における子ども教室、親子教室の充実等)

参考資料：市立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数（単位：人） 毎年度 5/1 時点

年度	H22	H23	H24	H25	H30	H26	H27	H28	H29	R1
小学生	997	983	1,027	1,095	1,626	1,257	1,395	1,507	1,631	1,657
中学生	294	295	341	341	537	367	427	466	498	545
合計	1,291	1,278	1,368	1,436	2,163	1,624	1,822	1,973	2,129	2,202

▼企業等で働く外国人市民への対応について

- ・企業等が雇用する外国人市民及びその家族に対する日本語教育は、雇用先での対応が基本となる。
(日本語教育の推進に関する法律 第6条)
- ・市は、事業主に責務を認識してもらえるよう啓発を行うとともに、日本語教育に関する相談（指導方法や指導者の紹介等）ができる体制づくりを進める。
- ・また、企業だけではなく、地域社会における生活も大切であり、生活言語を学ぶ場、地域との接点の場として、現在も日本語教室が機能している。

⇒このため、雇用主である企業等における対応を促しながら、地域における共生社会づくりのため、地域日本語教育としても企業等と協力しながら、働く外国人市民の日本語教育に関与していきます。

日本語教育の推進に関する法律 第6条（事業主の責務）

外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

第3章 基本施策

日本語学習に対するニーズや重要性が増加する中で、既存の日本語教室を中心とした仕組みだけで対応していくことは困難です。このため、既存の日本語教室等との協力を今後も図るとともに、多様な主体と連携しながら新たな学習の場や機会を設けていきます。

また、外国人市民の日本語学習や、日本語教育の学習の場の円滑な運営に向けて、関係する人や団体どうしの情報共有、マッチング等を推進します。

これらの具体的な方策については、有識者や活動実践者等で構成する会議を設置する等により、検討を行います。

（１）日本語学習のための多様な場や機会づくりを進めます

（取組例）

- ・地域の日本語教育推進に賛同・協力する企業や大学等、多様な主体との連携による新たな学習の場の設置
- ・既存の日本語教室の持続的な運営に対する支援
- ・学習者の様々なニーズに対応するための支援

（２）地域日本語教育の担い手の確保・育成を行います

（取組例）

- ・企業や大学等との連携による、新たな日本語学習支援者の発掘
- ・日本語指導者・日本語学習支援者等の地域の日本語教育を担う人材の育成

（３）地域日本語教育に関する情報の収集・提供を行います

（取組例）

- ・地域の日本語教室の開催情報や地域の日本語教育を担う人材に関する情報の収集と状況の把握
- ・日本語学習に関する情報について、外国人市民やボランティアを希望する人等にわかりやすく伝達する仕組の構築

（４）外国人市民への日本語学習の大切さの啓発を行います

（取組例）

- ・子育て、防災、福祉等の生活に密着した場面をきっかけとした、日本語学習の重要性の啓発
- ・外国人市民と日本人市民との交流活動の促進等、外国人市民の日本語学習意欲の向上につながる機会づくり

（５）日本人市民に対する外国人市民の日本語学習への理解を促します

（取組例）

- ・外国人市民の地域コミュニティ参加に向けた日本人市民へのやさしい日本語の普及・啓発

（６）必要な施策・取組の検討を行うための会議を設置します

（取組例）

- ・本市における地域日本語教育の課題や各主体の取組状況を共有し、具体的な取組について検討するための、有識者、外国人市民、関係機関、活動実践者等による会議の設置

（７）施策を効果的に実施するための体制づくりを進めます

（取組例）

- ・日本語教室の運営者や指導者、日本語学習を希望する外国人市民への助言、関係団体等との調整等を行う、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置

第4章 推進体制

地域日本語教育の効果的な推進のためには、さまざまな機関・団体等が連携・協力することが求められます。そこで、本市における日本語教育に関わる機関・団体等の役割を以下のように整理します。

①行政

【国（文化庁、出入国在留管理局、労働局等）】

- ・法に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、地方自治体が日本語教育の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の支援を行うことが求められます。
- ・在住外国人の日本語教育について、国をあげて共生に向けた取組を推進できるよう、公的な制度設計を行うことが求められます。
- ・出入国在留管理局、労働局（公共職業安定所、外国人雇用サービスセンター等）等の各機関に対しては、日本語学習の場に関する在住外国人への情報提供における協力が求められます。

【愛知県】

- ・広域の地方自治体として、本市を含めた県内の市町村、国際交流協会、その他多様な主体が効果的に連携・協働できるよう、県内の日本語教育の推進体制を整え、全県をあげた取組を行うことが求められます。
- ・関係機関に対する地域日本語教育に関する情報提供や研修を行うことが求められます。

【名古屋市の各部局（観光文化交流局、市民経済局、区役所、教育委員会等）】

- ・本市においては、観光文化交流局国際交流課が主管課となり、部局横断的に連携を図りながら日本語教育の推進に取り組みます。また、本「考え方」に基づく様々な関係団体等が行う取組に対する支援・助言を行います。
- ・地域団体との連携や外国人市民への情報提供等については区役所、企業との連携等に関しては市民経済局、子どもの日本語教育に関しては教育委員会との連携を密に図ります。

②名古屋国際センター

- ・日本語学習をはじめとして、外国人市民の生活に関する情報提供・相談窓口としての役割を担います。
- ・名古屋市や本「考え方」に基づく様々な関係団体等と連携を図りながら地域日本語教育の推進に関する取組を実施します。

③地域の日本語教室運営団体

- ・行政や多様な団体等の支援を受けながら、外国人市民が生活に必要な日本語や日本社会等に関する知識を学べる身近な場として、地域の日本語教室を開催することが期待されます。
- ・基本的には各運営団体の問題意識に基づいた活動を行いますが、本「考え方」との連携した取組が期待されます。

④多文化共生推進、外国人支援等の活動を行う団体

- ・多文化共生の推進や外国人の支援等の活動を行う団体については、日頃から外国人市民や関係者とのつながりが多く、外国人市民の生活に関する情報も有していることから、日本語教育推進に対する様々な取組を行う際には、協力や連携を図ることが期待されます。

⑤日本語学校、日本語教員養成機関

【日本語学校（日本語教育機関）】

- ・留学生等に対し、進学や就職等を目的とした高水準の日本語教育を行うとともに、語学としての日本語をきちんと学びたい外国人市民のニーズに対応した学習の場としての役割が期待されます。
- ・所属する日本語教員が地域の日本語教室に積極的に関わることを奨励する等、日本語教育機関が有する専門知識や人材を地域日本語教育のために提供することが期待されます。

【日本語教員養成機関】

- ・日本語教育の専門家を育成するとともに、日本語教員養成講座の受講生が地域の日本語教室に積極的に関わることを奨励することが期待されます。

⑥企業・大学等

【外国人雇用企業】

- ・外国人従業員に対する日本語教育については、様々な機関や団体の協力を受けながら、雇用企業が責任を持って行うことが期待されます。
- ・外国人従業員の日本語学習が継続できるよう、就労時間等の面で配慮することが期待されます。

【地域貢献を希望する企業・大学等】

- ・行政や地域の日本語教育運営団体等と連携しながら、学習の場所・日本語学習支援者・資金の提供等による、日本語学習の場や機会づくりに対する参加・支援が期待されます。

⑦地域団体（町内会、自治会等）

- ・日本人住民と外国人市民との交流の機会づくりや、地域活動と関連付けた外国人市民の日本語学習の場づくりを進めることが期待されます。
- ・行政の進める、地域における日本語学習の場づくりへの協力が期待されます。

⑧その他

- ・外国人市民への日本語教育に関心のある人・団体が、上記の団体等の活動に参加しながら、日本語学習の場や機会づくりに貢献することが期待されます。

資料 策定の経過

「名古屋市地域日本語教育推進の考え方」の策定にあたり、学識経験者等の専門的知見をふまえた意見の聴取をするため、検討会議を開催しました。

<委員名簿>

(敬称略・50音順)

氏 名	所 属
木下 貴雄	あいち多文化ソーシャルワーカーの会
酒井 美賀	東海日本語ネットワーク
白木 隆光	名古屋商工会議所
鈴木 勝代	ことばの会
依山 雄司	名古屋大学国際言語センター
丹下 厚史	公益財団法人名古屋国際センター
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海
ネストール・プノ	市内在住外国人住民（中区）
野村 一樹	一般社団法人中部経済連合会
溝越 太	外国人雇用サービスセンター
モハマド・イクバル・アシフ	市内在住外国人住民（港区）
森次 格子	藤田螺子工業株式会社
米勢 治子	愛知県立大学外国語学部

<開催経過>

回	開催日時	場所
第1回	2019年（令和元年）9月20日（金）	名古屋市公館
第2回	2019年（令和元年）12月23日（月）	名古屋市公館
第3回	2020年（令和2年）2月18日（火）	名古屋国際センター

名古屋市地域日本語教育推進の考え方

2020 年（令和 2 年）2 月

名古屋市

【編集】名古屋市 観光文化交流局 観光交流部 国際交流課

TEL : 052-972-3062

MAIL : a3061@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp